

# 平成19年度 市町村財政の概要

## 1 市町村の概要

### (1) 団体数

平成20年3月31日現在における団体数は、市21、町村21、一部事務組合(普通会計に属するもの)42と なっています。

### (2) 人口

平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口は、県計2,095,484人、市部1,766,603人、郡部328, 881人となっています。これを平成19年3月31日現在の人口と比べると、県計で4,929人(0.2%)、市計 で3,653人(0.2%)、町村計で1,276人(0.4%)減少しています。

## 2 普通会計の決算状況

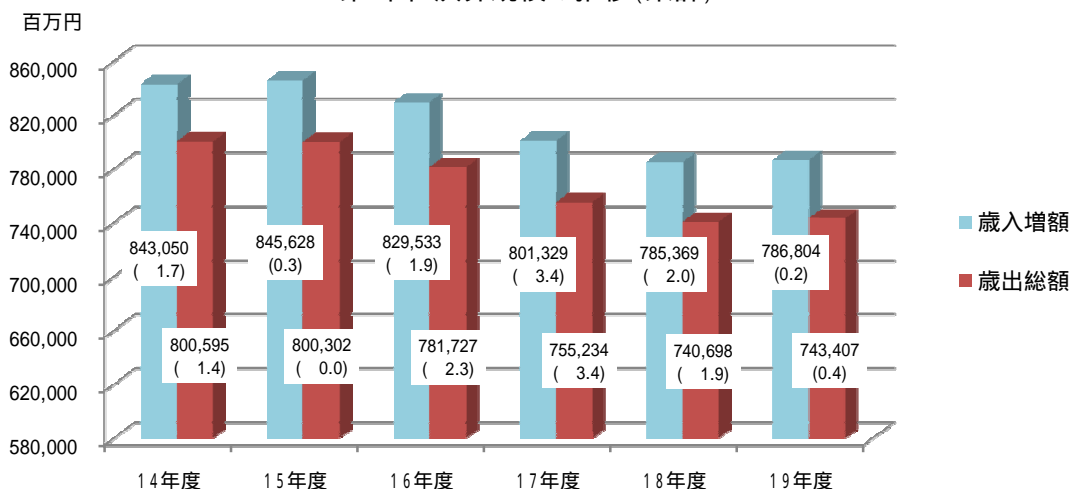
### (1) 総説

平成19年度の県内42市町村の普通会計決算においては、厳しい経済状況にもかかわらず、昭和43年度 以降連続して40年間全市町村ともに実質収支において黒字を計上することができました。

### (2) 決算規模

平成19年度における普通会計決算規模は、  
 歳入7,868億0,411万円(前年度7,853億6,924万円)  
 歳出7,434億0,682万円(前年度7,406億9,824万円)  
 で、対前年度伸び率は、歳入0.2%増(前年度2.0%減)、歳出0.4%増(前年度1.9%減)となりました。  
 (第1図) 歳入規模が増加するのは、平成15年度以来4年ぶり、歳出規模が増加するのは平成13年度以 来6年ぶりです。

第1図 決算規模の推移(県計)



区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収支	実質単年 度収支
平成19年度	786,804	743,407	43,397	5,115	38,282	2,166	101
平成18年度	785,369	740,698	44,671	4,222	40,449	1,304	2,493

(単位:百万円)

### (3) 決算収支

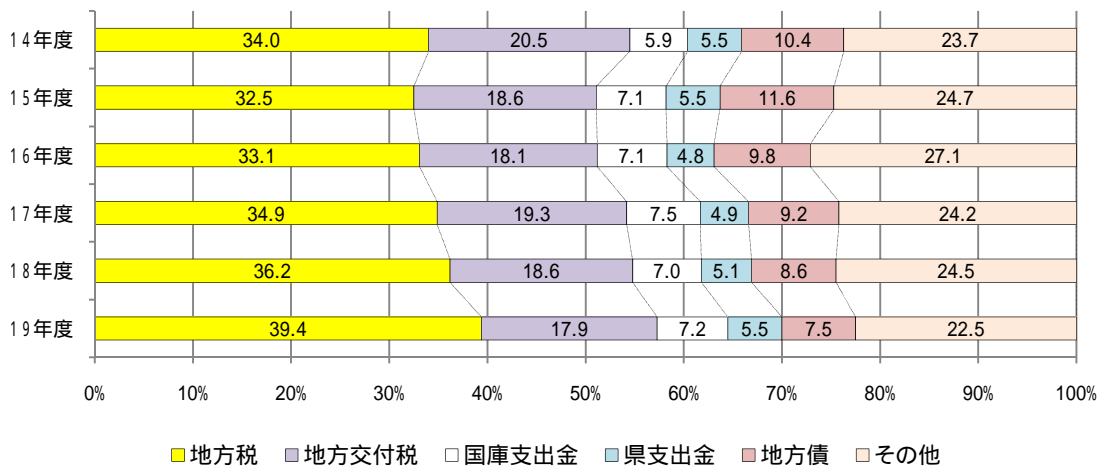
- 当該年度の決算上の赤字黒字を端的に示す実質収支(歳入歳出差引額から繰越明許等のために、翌年 度に繰り越すべき財源を控除した額)は、382億8,220万円、全団体黒字となりました。
- 当該年度だけの収支を知るための単年度収支(当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた 額)は、21億6,614万円の赤字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、11団体が黒字、1 0団体が赤字となっており、町村にあっては、14団体が黒字、7団体が赤字となりました。

- ・単年度収支に実質的な黒字要素と赤字要素を加減して表す実質単年度収支(財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額を黒字要素、積立金の取崩額を赤字要素とみなして加減した額)は、1億94万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、13団体が黒字、8団体が赤字となっており、町村にあっては、13団体が黒字、8団体が赤字となりました。

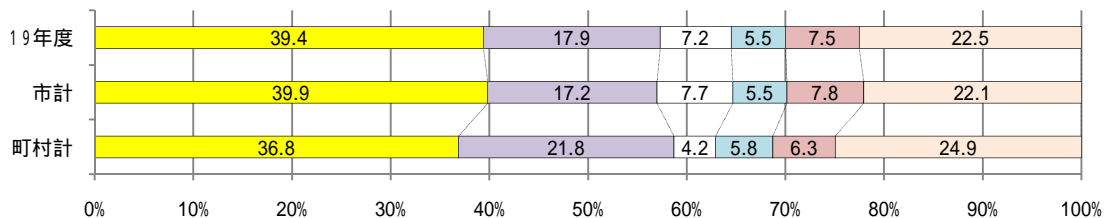
#### (4) 歳入

- ・歳入総額は7,868億411万円で、前年度に比べ14億3,487万円(0.2%)増加しました。歳入総額が前年度より増加するのは、平成15年度以来4年ぶりです。  
歳入総額の内訳は、地方税3,102億317万円(構成比39.4%)、地方交付税1,410億7,425万円(構成比17.9%)、地方債593億5,833万円(構成比7.5%)です。(第2図)
- ・歳入の対前年度伸び率を項目別に見ると、地方税は9.2%の増となりました。これは、所得税(国税)から住民税(市町村税)への税源移譲、定率減税の廃止、固定資産税の増収等によるものです。
- ・地方交付税は3.3%の減と2年連続のマイナスとなり、地方交付税の不足分として振り替えられる臨時財政対策債も前年度に引き続き減少(10.8%の減)したことから、実質的な地方交付税は4年連続の減少(4.4%の減)となりました。
- ・県支出金は児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行による国庫財源を伴うものの増により増加(7.6%の増)、「その他」に含まれる繰入金金は財政調整基金等の取崩しの増により増加(22.6%の増)しました。
- ・「その他」の構成比が減少しているのは、税源移譲に係る所得譲与税の廃止等に伴い、地方譲与税が減少(58.0%の減)したこと等によるものです。

第2図 歳入構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- ・市と町村を比較すると、町村は地方税収入の構成比が少なく、地方交付税の構成比が大きいことが分かります。市町村合併前の平成13年度決算においては、地方税の構成比が市は41.6%、町村は24.3%、地方交付税の構成比が市は12.8%、町村が33.0%とその傾向が顕著でしたが、市町村合併を経て、両者の違いは小さいものとなっています。

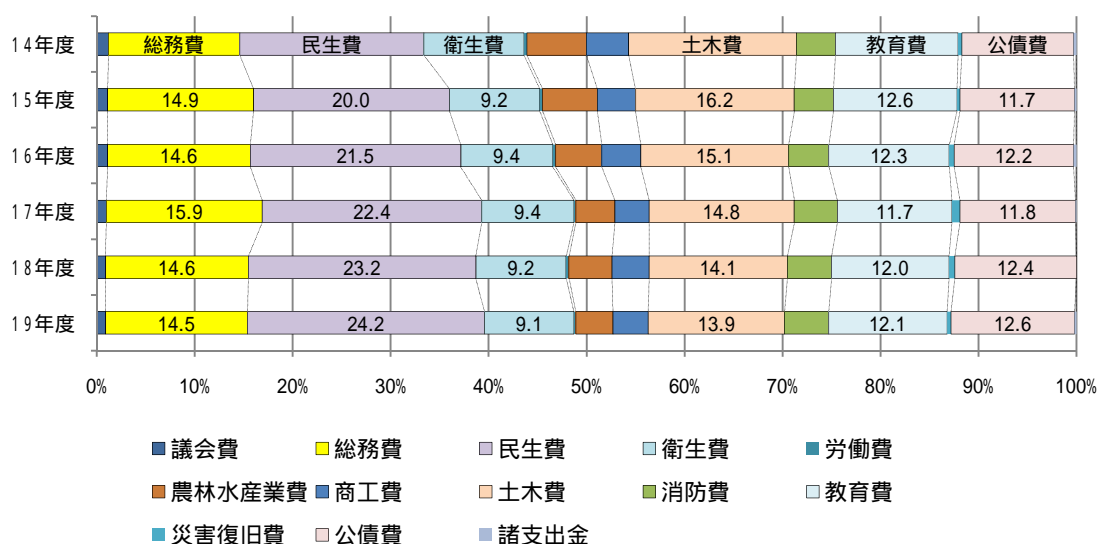
## (5) 歳出

- 歳出総額は7,434億682万円で、前年度に比べ27億858万円(0.4%)増加しました。歳出総額が前年度より増加するのは、平成13年度以来6年ぶりです。

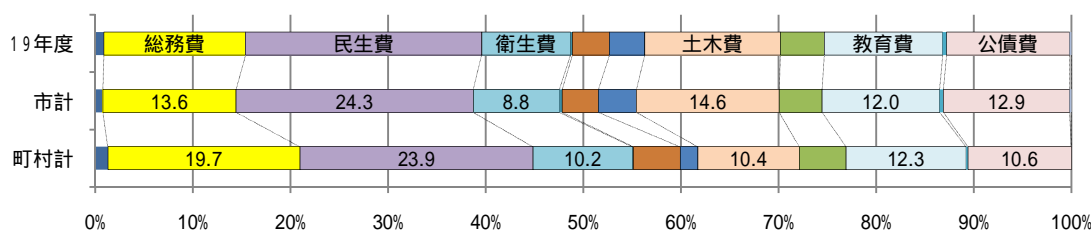
### 【目的別歳出】

- 目的別歳出の構成費は、民生費1,800億6,639万円(構成比24.2%)、総務費1,077億9,541万円(構成比14.5%)、土木費1,034億4,696万円(構成比13.9%)、公債費934億6,954万円(構成比12.6%)、教育費898億7,367万円(構成比12.1%)の順で、昨年度に引き続き民生費が最も大きい割合を占めました。また、これらの経費の合計が、歳出総額の77.3%を占めています。(第3図)
- 主な目的別歳出の前年度伸び率を見ると、民生費(4.8%増)、公債費(1.7%増)が増加、農林水産業費(11.7%減)、土木費(0.9%減)、総務費(0.3%減)が減少となっており、ここ数年間、民生費が増加、総務費と土木費が減少という状況が続いています。
- 19年度の主な増減理由は、民生費は児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行に係る経費の増加等、公債費は臨時財政対策債や合併特例事業債の償還額の増加等、農林水産業費や土木費は普通建設事業費の減少等、総務費は職員数削減等行政改革努力による人件費の減少等です。

第3図 目的別歳出構成比の推移(県計)



### 参考:市と町村による構成比の違い

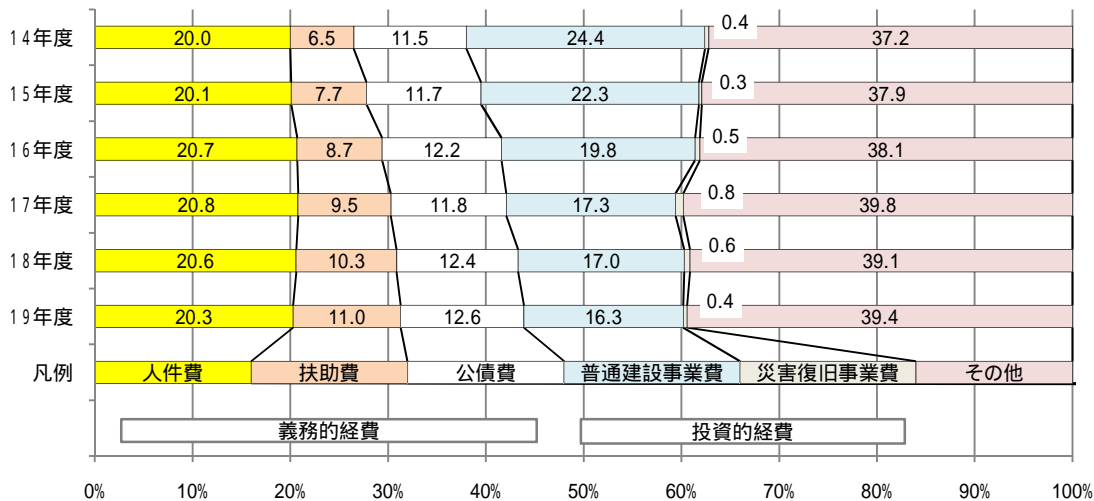


- 市と町村を比較すると、町村の総務費の構成比が市に比べて大きくなっていますが、これは、団体の規模が小さいため、スケールメリットが生じず、システム等管理経費等が割高になっているためと考えられます。逆に、民生費の構成比は市の方がやや大きくなっていますが、市には福祉事務所が設置されており、町村に比べて担当する事務が多いことが理由のひとつです。また、土木費や公債費の構成比は市の方が大きくなっていますが、ここ数年の投資的経費の抑制結果が、町村の方により顕著に表れているものと思われます。

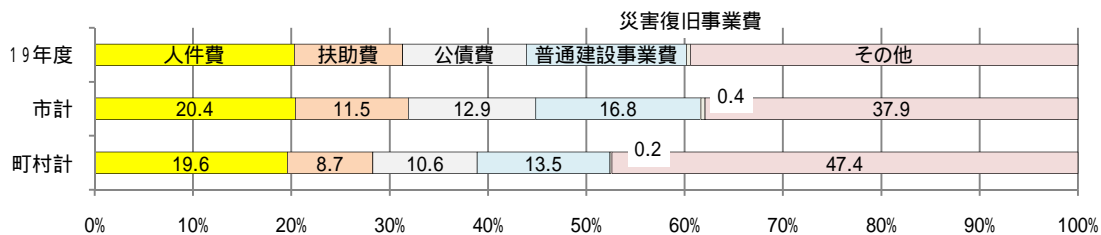
【性質別歳出】

- ・ 性質別歳出では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、3,265億9,809万円(構成比43.9%)、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる投資的経費は、1,243億6,064万円(構成比16.7%)、また物件費、補助費等、繰出金等からなるその他の経費は、2,924億4,809万円(構成比39.4%)となりました。(第4図)
- ・ 義務的経費は、対前年度伸び率1.8%の増(前年度0.9%増)となり、増加傾向が続いています。これは、人件費は職員数削減等行政改革努力により減少しましたが、扶助費が児童手当制度の拡充等の制度改革や自然増により大きく増加したことによるものです。
- ・ 普通建設事業費は、対前年度伸び率3.7%の減(前年度3.5%減)となり、基本方針2006、地方財政計画に定められた3.0%の縮減を上回るペースで減少してきました。その結果、バブル崩壊後の景気対策として積極的に建設事業を行った時期の約半分、昭和52年度とほぼ同額の事業量にまで縮小しています。普通建設事業費のうち、補助事業費は7.3%の増(前年度8.3%増)、単独事業費は8.0%の減(前年度8.0%減)となっています。  
また、災害復旧事業費は、大規模な災害が発生しなかったため減少しました。
- ・ その他の経費の対前年度伸び率は1.0%の増(前年度3.7%減)となりました。物件費が後期高齢者医療制度の施行準備に係る経費の増等により増加(2.2%増)しました。補助費等が病院等への補助金、負担金の増等により増加(5.1%増)しました。その他、積立金が減少(10.7%減)、繰出金が増加(2.3%増)となりました。

第4図 性質別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- ・ 市と町村を比較すると、扶助費の構成比は市の方が大きくなっていますが、市には福祉事務所が設置されており、生活保護等、町村に比べて担当する事務が多いことが理由です。「その他」の構成比は町村の方が大きくなっていますが、補助費等(市の構成比7.7%、町村の構成比12.4%)や積立金(市の構成比2.4%、町村の構成比7.4%)に係る構成比の差によるものです。
- ・ 普通建設事業費の構成比に大きな差(市の構成比16.8%、町村の構成比13.5%)が生じました。前年度までは大きな差がありませんでしたが、今年度、町村の普通建設事業費の対前年度伸び率が20.3%の減(市は0.6%減)と大幅に事業量が減少したため、差が生じました。ここ数年の投資的経費の抑制結果が、町村の方により顕著に表れているものと思われます。

### 3 財政指標等

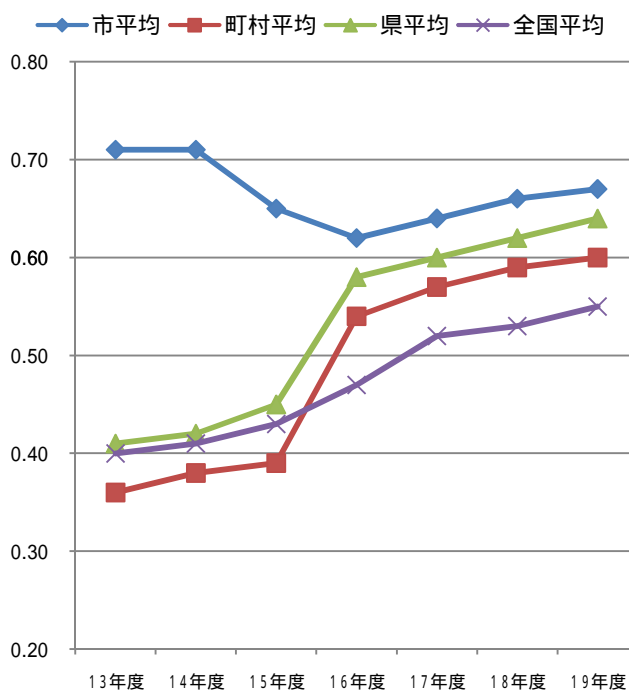
#### (1) 財政力指数

市町村の財政力を示す財政力指数は、市の平均値が0.67(前年度0.66)、町村の平均値が0.60(前年度0.59)、市町村全体の平均値が0.64(前年度0.62)となり、市町村全体で0.02ポイント上昇しました。(第5図)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
市平均	0.71	0.71	0.65	0.62	0.64	0.66	0.67
町村平均	0.36	0.38	0.39	0.54	0.57	0.59	0.60
県平均	0.41	0.42	0.45	0.58	0.60	0.62	0.64
全国平均	0.40	0.41	0.43	0.47	0.52	0.53	0.55

(単純平均。全国平均は特別区を除く。平成19年度全国平均は速報値。)

第5図 財政力指数の推移



(参考)

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- ・ 財政力指数は3年平均で算出します。例えば平成19年度財政力指数は平成17～19年度の3年の平均値です。
- ・ この指数は財政統計上用いる、財政力を示す指数であり、この指数が大きいほど財政力が強いことになります。

平成19年度 財政力指数の状況

財政力指数	団体数	市町村名
1.0以上	0 (0)	
1.0未満 0.9以上	5 (4)	大垣市 各務原市 可児市 瑞穂市 岐南町
0.9未満 0.8以上	3 (3)	岐阜市 美濃加茂市 神戸町
0.8未満 0.7以上	7 (7)	多治見市 羽島市 本巣市 笠松町 垂井町 関ヶ原町 安八町
0.7未満 0.6以上	10 (9)	関市 瑞浪市 土岐市 養老町 輪之内町 大野町 池田町 北方町 坂祝町 御嵩町
0.6未満 0.5以上	7 (8)	高山市 中津川市 美濃市 恵那市 山県市 海津市 川辺町
0.5未満 0.4以上	7 (7)	飛騨市 下呂市 揖斐川町 富加町 七宗町 八百津町 白川村
0.4未満 0.3以上	2 (3)	郡上市 白川町
0.3未満	1 (1)	東白川村

(注) 1 ( )の数は平成18年度指数による団体数

2 印は1階級上がった市町村

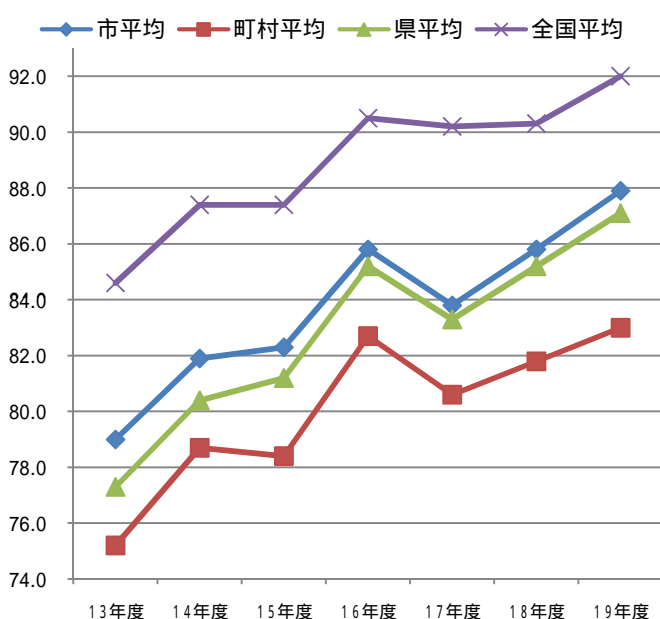
## (2) 経常収支比率

本県市町村の経常収支比率(平均)は、前年度に引き続き1.9%上昇し、87.1%となりました。(第6図) 地方譲与税、地方交付税等経常一般財源等の減少により分母が減少する一方、扶助費の増加等により分子が増加したことが原因です。これは、財政構造の硬直化が一層進んでいることを示しています。

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
市平均	79.0	81.9	82.4	85.8	83.8	85.8	87.9
町村平均	75.2	78.7	78.3	82.7	80.6	81.8	83.0
県平均	77.3	80.4	81.2	85.2	83.3	85.2	87.1
全国平均	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0

(加重平均。全国平均は特別区を除く。平成19年度全国平均は速報値。)

(%) 第6図 経常収支比率の推移



(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

・この比率は財政構造の弾力性を把握するものであり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しています。

平成19年度 経常収支比率の分布

80%未満	6市町
80%以上90%未満	27市町村
90%以上95%未満	7市村
95%以上	美濃市・羽島市

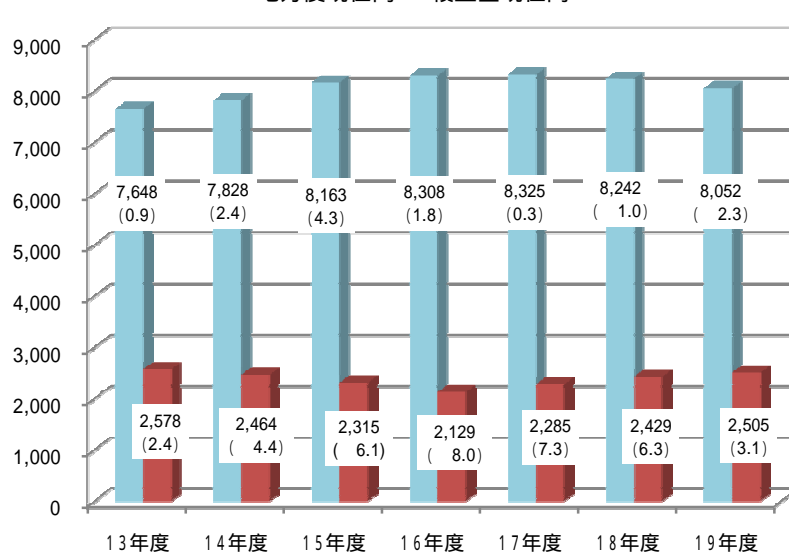
## (3) 地方債現在高

地方債現在高は、地方債の発行を抑制するなど、公債費負担の適正化に努力した結果、昨年度に引き続き減少しました。(第7図)

## (4) 積立金現在高

積立金現在高は、13市町において基金を取り崩したことにより減少したが、29市町村において取崩し額を上回る額の積立てを行ったため、県内市町村合計では増加しました。(第7図)

(億円) 第7図 地方債現在高と積立金現在高



## 【 地方公共団体財政健全化法による19年度決算に基づく健全化判断比率の状況 】

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、各地方公共団体は毎年度、財政の健全化に関する4つの比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。～をまとめて「健全化判断比率」。）を公表し、当該比率が「早期健全化基準」以上であった場合には自主的な財政の早期健全化を、「財政再生基準」以上であった場合には国等の関与による確実な財政の再生を図ることとされました。

同法の比率の公表部分は平成20年4月施行、計画の策定等の部分は平成21年4月施行のため、平成19年度決算から、各市町村は健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告し、公表することとなりました。

### （ 概 要 ）

全市町村、健全化判断比率4指標とも、早期健全化基準未滿

### 実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

本県内市町村は、全団体とも実質赤字が生じず、「-」（比率なし）となりました。

### 連結実質赤字比率

独立採算で運営することとされている公営企業の会計を含め、当該地方公共団体の全会計の赤字や黒字（地方公営企業法適用企業は資金不足額や資金剰余額）を合算し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

本県内市町村は、全団体とも連結実質赤字が生じず、「-」（比率なし）となりました。

### （ 参 考 ）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体が許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率と同じ概念です。

本県内市町村は、全団体とも早期健全化基準を下回りましたが、郡上市（20.2%）と東白川村（22.4%）は18%以上となったことから、昨年度に引き続き、地方債許可団体となりました。

昨年度18%以上だった中津川市と土岐市は18%を下回り、地方債協議団体となりました。

18%未滿	40市町村	18%以上の団体は、地方財政法において起債に許可を要することとなっています。
18%以上25%未滿	郡上市、東白川村	
25%以上35%未滿		25%は財政健全化法における早期健全化基準です。
35%以上		35%は財政健全化法における財政再生基準です。

### （ 参 考 ）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}^*) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

\* 準元利償還金は、一般会計等から公営企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利息等

県内市町村の加重平均は10.7%、全国市町村の加重平均(速報値)は12.3%

## 将来負担比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等において、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点(平成19年度末)での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

本県内市町村は、全団体とも早期健全化基準を下回りました。

多治見市、各務原市、可児市、瑞穂市、岐南町、輪之内町、大野町、坂祝町及び白川村の9市町村は、地方債現在高などの将来負担額よりも、充当可能基金額などの充当可能財源が大きいため、「-」(比率なし)となりました。

$$\begin{aligned} \text{(参考)} \quad \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額}^* - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &+ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額} \end{aligned}$$

\* 将来負担額は、地方債現在高、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額、退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額等

県内市町村の加重平均は52.9%、全国市町村の加重平均(速報値)は110.4%

## 4 むすび

平成19年度の市町村の普通会計の決算状況は、歳入面では地方交付税、地方債、地方譲与税が減少したものの、税源移譲による地方税の大幅な増加や国庫支出金・県支出金の増加により平成15年度以来4年ぶりに前年度を上回り、歳出面では制度改正や自然増による扶助費の増加により平成13年度以来6年ぶりに前年度を上回りました。また、地方債現在高は前年度に引き続き減少し、積立金現在高は3年度連続して増加しました。

しかし、財政指標を見ると、経常収支比率(県加重平均)は2年連続して1.9ポイント上昇し、実質公債費比率が地方債許可団体となる基準である18%を超える団体が2市村あるなど、依然として財政運営は厳しく、ますます財政構造の硬直化が進んでいることが分かります。義務的経費は職員数削減等行政改革努力による人件費の減少を上回る扶助費の増加により増加し、普通建設事業費は対前年度伸び率3.7%の減によりバブル崩壊後の景気対策として積極的に公共投資を行った時期の約半分、昭和52年度の水準にまで減少しました。

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の公表が制度化され、平成20年度決算からは、比率が悪化した団体は、当該比率に応じ、自主的な早期健全化又は国等の関与による確実な再生を図ることとなります。県内市町村は、全団体、4指標とも早期健全化基準未満でしたが、全国では、約40団体が早期健全化基準を超え、数団体が財政再生基準を超えたことから、社会的にも大きな関心を集めました。特に、将来負担比率は、今までなかった初めてのストック指標として、中長期的な財政計画を立案していくうえでの新たな視点として注目されているところです。

また、平成20年度決算(一部市町村は22年度決算)から、貸借対照表等の財務書類を連結ベースで作成し公表することが求められています。団体全体の財政状況が、他団体と比較可能な形で漏れなく公表されることとなり、これまで以上に説明責任が求められるなど、地方財政をめぐる環境は大きな転換点を迎えています。

今後の市町村の財政運営に当たっては、創意工夫により地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めていく一方で、このような状況に十分留意し、限られた財源の重点的配分と、経費全般の徹底した節減合理化を進め、地方分権の受け皿としての体質強化を図っていくことが必要となっています。





# 本書のみかた

本書は、岐阜県内市町村の財政状況等について明らかにすることを目的に、平成19年度の普通会計決算概要を中心に次の資料をまとめ、「市町村台帳編」として収録したものです。

- ・総務省「平成19年度地方財政状況調査」
- ・地方公共団体財政健全化法に基づく県知事への報告
- ・特別職等の状況 等

なお、本書における主な用語の意義等は次のとおりです。

## 「類型」

市町村の態様を決定する要素のうち、最もその度合いが強く、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定されていますが、平成19年度は平成17年国勢調査の結果に基づき、都市については16類型、町村については15類型を設定しました。なお、岐阜市については、中核市として別類型となっています。

## 「地方交付税種地」

普通交付税の算定に用いるもので、都市的形態の程度に応じた行政の質と量の差をそれぞれ市町村ごとにみるために格付けした地域区分をいいます。この場合において地域区分とは、生活圏域の中核都市を、その他の市町村をとして区分しています。

## 「特別職」

平成20年10月1日現在の状況です。

## 「基準財政収入額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額 = (地方税 + 税交付金 + 市町村交付金 + 地方特例交付金のうち減収補てん債特例交付金 + 特別交付金) × 75 / 100 + 税源移譲相当額(個人住民税) + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 地方特例交付金のうち児童手当特例交付金

なお、額は錯誤前の額です。

## 「基準財政需要額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。なお、各行政項目ごとの基準財政需要額は、次の算式によって算出されたものです。

基準財政需要額 = 単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数)

なお、額は錯誤前の額です。

### 「標準税収入額等」

地方公共団体の税収入確保体制の適正化のための指標とするもので、次の算式によって算定されたものです。

$$\text{標準税収入額等} = \{ \text{基準財政収入額} - (\text{税源移譲相当額(個人住民税)の25\%} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金のうち児童手当特例交付金}) \} \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金のうち児童手当特例交付金}$$

### 「標準財政規模」

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式によって算定されたものです。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} (+ \text{臨時財政対策債発行可能額})$$

総務省「平成19年度地方財政状況調査」においては、臨時財政対策債発行可能額を含まないが、地方公共団体財政健全化法においては、臨時財政対策債発行可能額を含みます。

### 「財政力指数」

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値(過去3ヶ年間の平均値を使用することが多い。)をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。

### 「実質収支比率」

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。

### 「経常一般財源比率」

標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。

### 「公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率」

地方公共団体の公債費負担の程度、ひいては財政構造の硬直化の程度を判断するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

なお、起債制限比率は一般的には過去3ヶ年間の平均値を使用します。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{(D + F) - C} \times 100 \quad \text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E)}{(D + F) - (C + E)} \times 100$$

A：各年度の元利償還金(公債費比率については、転貸債分及び繰上償還分を、起債制限比率については公営企業債分及び繰上償還分を除く。)

起債制限比率については、公債費に準ずる債務負担行為に係る支出を加える。

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D：標準財政規模

E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に限り、一部事務組合の地方債に係るものを除く。）及び事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

F：臨時財政対策債発行可能額

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

#### 「積立金及び積立金取崩額」

財政調整基金への積立額及び財政調整基金からの取崩額をいいます。

#### 「地方債」

特定資金公共投資事業債を含む額を計上しています。

#### 「補助事業費と単独事業費」

補助事業費には、直接又は間接を問わず、国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、単独事業費には、市町村の単独事業費及び県の単独補助を受けて行う事業費を計上しました。

#### 「補助・単独」

普通建設事業費の内訳として補助・単独に分類して記載してありますが、その合計が普通建設事業費に合致しないのは、普通建設事業費のうち「国直轄事業負担金」及び「県営事業負担金」を補助・単独に分類して計上していないためです。

なお、補助・単独は次のように算出してあります。

補助 = 補助事業費 + 受託事業費のうち補助事業費

単独 = 単独事業費 + 受託事業費のうち単独事業費 + 同級他団体施行事業負担金

#### 「経常収支比率」

地方公共団体の財政構造の弾力性を把握するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 \dots \text{平成 19 年度}$$

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 \dots \text{平成 13 年度以降}$$

#### 「職員数」

平成 20 年度 4 月 1 日現在の普通会計に属する職員数です。

### 「健全化判断比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、毎年度、全ての地方公共団体が公表しなければならない実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称です。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

### 「実質赤字比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計における歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）の、標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

### 「連結実質赤字比率」

公営企業会計を含む地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算した当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額の、標準財政規模の額に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、団体全体としての赤字の程度を指標化し、団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

### 「実質公債費比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計の支出のうち、公債費や公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3ヶ年間の平均値です。

借入金（地方債）返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率と、起債に協議を要する団体が許可を要する団体かの判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率とは、同じ概念です。

### 「将来負担比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の、標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。